

忠岡町随意契約見積心得

(目的)

第1条 この心得は、忠岡町が行う随意契約（取引の実例価格を考慮して価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下の物品の購入、修繕等及び公募型プロポーザル方式によるものを除く。）の場合における見積書の徴取その他の取扱いについて、見積りを依頼された者（以下「見積者」という。）が順守すべき事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 見積者は、この心得のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、忠岡町契約規則（平成11年忠岡町規則第7号）、忠岡町暴力団排除条例（平成24年忠岡町条例第1号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(公正性の確保)

第3条 見積者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に見積価格を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の見積者と見積価格又は見積意思について相談を行うこと。
- (3) 第11条の規定による契約の相手方の決定の前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示すること。

(仕様書等の熟知)

第4条 見積者は、忠岡町の見積依頼書その他仕様書等（仕様書、設計書、図面、契約書案、請書案その他の交付書類をいう。）に記載された契約締結に必要な条件を熟知の上、見積りしなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、忠岡町に対し説明を求めることができる。

(見積書の提出)

第5条 見積者は、見積書を作成し、件名を記載した封筒に封印し、提出しなければならない。

- 2 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とする。
- 3 見積書は、忠岡町が特に必要と認めた場合に限り、郵送で提出することができる。
- 4 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 5 前各項の規定は、忠岡町が別に指示する場合は、適用しない。

(見積りの辞退)

第6条 見積者は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、いつでも見積りを辞退することができる。

- 2 見積参加者は、見積りを辞退するときは、見積辞退届（様式第1号）を忠岡町へ提出するものとする。
- 3 指定期日を過ぎても見積書を提出しない場合は、当該見積者が見積りを辞退したものとみなす。
- 4 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び見積り参加について不利益な扱いを受

けない。

(見積りの取り止め等)

第7条 見積者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがある場合など、忠岡町が必要と認めるときは、複数の見積者による見積書の比較検討（以下「見積合せ」という。）の執行を延期し、又は取り止めることがある。

2 前項の場合において、忠岡町が調査を行うときは、見積者は当該調査に協力しなければならない。

3 見積書の提出に当たって、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、見積合せの執行を延期し、又は取り止めることがある。

(見積書の取扱い)

第8条 提出された見積書は、見積合せ後も返却しない。見積参加者が連合若しくは不穏な行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

(再度見積り)

第9条 その者でないと履行できないという特定の相手に見積りを依頼する場合（以下「一者見積り」という。）又は見積合せの場合において、予定価格の制限の範囲内の見積りがないときは、必要に応じ再度の見積りを依頼する。ただし、町長が特に必要と認める場合は、予定価格の制限の範囲内の見積りがあっても、再度見積りを依頼することがある。

2 前項の場合において、再度見積り依頼を受けた者が辞退した場合にあっても、これを理由として以後の入札及び見積合せについて不利益な扱いを受けない。

(見積りの無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 見積者以外の者がした見積り
- (2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
- (3) 記名を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 談合その他不正行為により行ったと認められる見積り
- (7) 同一の見積合せについて、2以上の見積りをした者の見積り
- (8) 忠岡町から示した条件以外の条件を付した見積り
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第11条 見積者のうち、契約の目的に応じて、忠岡町が予定価格の制限の範囲内で最も適正と認めた者を、契約の相手方とする。

(同価格の見積りをした者が2者以上ある場合の契約の相手方の決定)

第12条 契約の相手方とすべき同価格の見積りをした者が2者以上あるときは、再度見積りを依頼するか、忠岡町が指定する日時及び場所において、当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。ただし、忠岡町が別に指示する場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、当該見積りをした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積合せ事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約相手方決定の通知)

第 13 条 第11条の規定により契約の相手方となった者は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

2 忠岡町は、契約の相手方を決定したときは、当該見積合せに参加した者に対して、契約相手方の氏名（法人にあっては、その名称）及び契約予定金額の通知を電話等により行う。

(見積者の指名の取消し等)

第 14 条 忠岡町は、見積参加者の指名後、指定した期限までに見積参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該見積合せに係る見積参加者の指名を取り消し、見積合せに参加させないものとし、既に配布した資料については速やかに忠岡町に返還させるものとする。

(1) 業種・地域・本店支店を問わず忠岡町入札等参加停止要綱に基づく参加停止要件に該当し、又は参加停止措置を受けた場合

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（業種・地域・本店支店を問わず）を受けた場合

(3) 建設業法第29条の規定による許可の取消し処分（業種を問わず）を受けた場合

(4) 当該契約の適正な履行がなされないと、忠岡町が認めた場合

(5) 暴力団排除措置に基づく入札等排除措置を受けた場合

2 見積合せにより契約の相手方を決定後、契約までの間に前項各号のいずれかに該当する場合は、忠岡町は、契約を締結しないものとする。

3 契約期間中に、第1項各号のいずれかに該当する場合は、忠岡町は、当該契約を解除することができる。

4 前3項のいずれかに該当し、指名の取り消し又は契約の不締結若しくは解除をした場合において、忠岡町は、一切その責めを負わないものとする。

5 前各項に定めるもののほか、見積合せし、契約の相手方が決定した以後であっても、見積額が集中したり、不自然な状況にある場合等見積合せの内容に疑義がある場合は、契約を保留し、事情を聴取することができ、相当の理由がある場合は、理由を付して契約の締結を取りやめることができる。

(契約保証金)

第 15 条 忠岡町契約規則第 43 条第2項各号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除とする。

(契約の締結等)

第 16 条 第 11 条の規定により契約の相手方となった者は、契約書又は請書に記名押印し、契約の相手方と決定した日から7日以内に、これを忠岡町に提出しなければならない。ただし、町長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 前項に規定する期間内に記名押印した契約書又は請書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

3 建設工事以外の契約で忠岡町契約規則第 41 条の規定により契約書の作成を要しない場合は、第 11 条の規定により契約の相手方となった者は、契約決定後速やかに請書を忠岡町に提出しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

(異議の申立)

第 17 条 見積者は、見積書提出後、この心得その他仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 18 条 その他見積合せ及び一者見積りに際しては、すべて忠岡町の指示に従うこと。

附 則

この心得は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

見積辞退届

件名 _____

このたび、見積合わせの指名を受けましたが、下記理由により見積合わせを辞退します。

記

辞退理由

--

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

忠岡町長 様